

（電気を熱源とする器具）

第 2 2 条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第 19 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定に限る。）を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、火気器具のうち、電気を熱源とする火気器具の取扱いについて規定したものであり、電気こんろ、電子レンジ、電気ストーブ等が該当する。

なお、電気を熱源とする火気器具には、ニクロム線、シーズ、ハロゲン等の各種ヒーター類のほか、電磁誘導加熱も含むものである。

1 離隔距離

電気を熱源とする火気器具を設置する場合の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、次のとおりである。

- (1) 条例別表第 3 に定める距離（表 2 2 - 1 参照）
- (2) 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離以上の距離

ただし、電気を熱源とする火気器具が、（一社）日本電機工業会が定めた試験基準に適合したものについては、防火性能が確保され安全性が高いものとなっていることから、当該器具等に貼付されている銘板又は取扱説明書等に記載の離隔距離として差し支えない。

表 2 2 - 1 （条例別表第 3 抜粋）

種 類					離 隔 距 離（単位センチメートル）			
					入 力	上 方	側 方	前 方
電気温風機	電 気	不 燃 以 外			2キロワット以下	4.5 (注 7)	4.5 (注 7)	4.5 (注 7)
		不 燃			2キロワット以下	0 (注 7)	0 (注 7)	0 (注 7)
電気調理用機器	電 気	不 燃 以 外	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加熱 式調理器（こ んろ形態のも のに限る。）	こんろ部分 の全部又は 一部が電磁 誘導加熱式 調理器でな いもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下）	100	2	2
						—	20 (注 8)	20 (注 8)
						—	10 (注 9)	10 (注 9)

電 気 調 理 用 機 器	電 気	不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ、 電 気 レ ン ジ、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器（こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	4.8キロワット以下（1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下）	100	2	2	2	
					—	—	15 （注8）	—	15 （注8）	
					—	—	10 （注9）	—	10 （注9）	
					4.8キロワット以下（1口当たり1キロワット以下）	100	2	2	2	
					—	—	10 （注8） （注9）	—	10 （注8） （注9）	
					—	—	10 （注9）	—	10 （注9）	
		不 燃	電 気 こ ん ろ、 電 気 レ ン ジ、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器（こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	こ ん ろ 部 分 の 全 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の も の	5.8キロワット以下（1口当たり3.3キロワット以下）	100	2	2	2
						—	—	10 （注9）	—	10 （注9）
						4.8キロワット以下（1口当たり3キロワット以下）	80	0	—	0
						—	—	0 （注8） （注9）	—	0 （注8） （注9）
						80	0	—	0	
						—	—	0 （注9）	—	0 （注9）
電 気 天 火	電 気	不 燃 以 外			2キロワット以下	10	4.5 （注10）	4.5 （注10）	4.5 （注10）	
		不 燃			2キロワット以下	10	4.5 （注10）	—	4.5 （注10）	
電 子 レ ン ジ	電 気	不 燃 以 外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 （注10）	4.5 （注10）	4.5 （注10）		
		不 燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 （注10）	—	4.5 （注10）		
電 気 ス ト ー ブ	電 気	不 燃 以 外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	30	100	4.5		
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	100	100	100		
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5		
		不 燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	15	—	4.5		
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	80	—	80		

	電 気	不 燃	自然対流型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）	2キロワット以下	80	0	—	0
電気乾燥機	電 気	不 燃 以 外	食器乾燥機	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不 燃	食器乾燥機	1キロワット以下	0	0	—	0
電気乾燥機	電 気	不 燃 以 外	衣類乾燥機・食 器乾燥機・食器 洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不 燃	衣類乾燥機・食 器乾燥機・食器 洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 (注11)	0 (注12)	— (注12)	0 (注12)
電気温水器	電 気	不 燃 以 外	温度過昇防止装 置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
		不 燃	温度過昇防止装 置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0

（注 7） 温風の吹き出し方向にあつては 60 センチメートルとする。

（注 8） 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

（注 9） 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

（注 10） 排気口面にあつては 10 センチメートルとする。

（注 11） 前面に排気口を有する機器にあつては 0 センチメートルとする。

（注 12） 排気口面にあつては 4.5 センチメートルとする。

備考

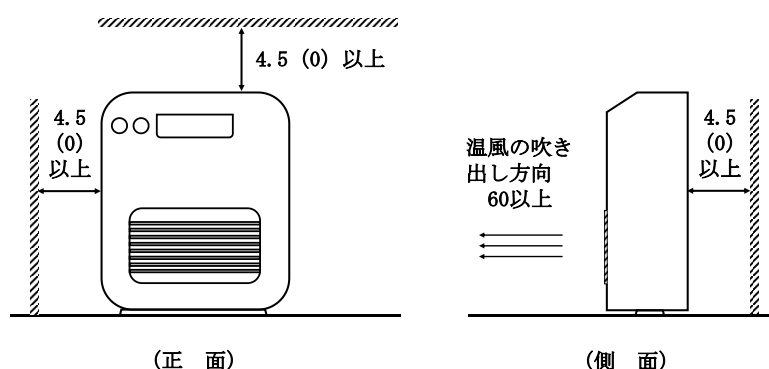
1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

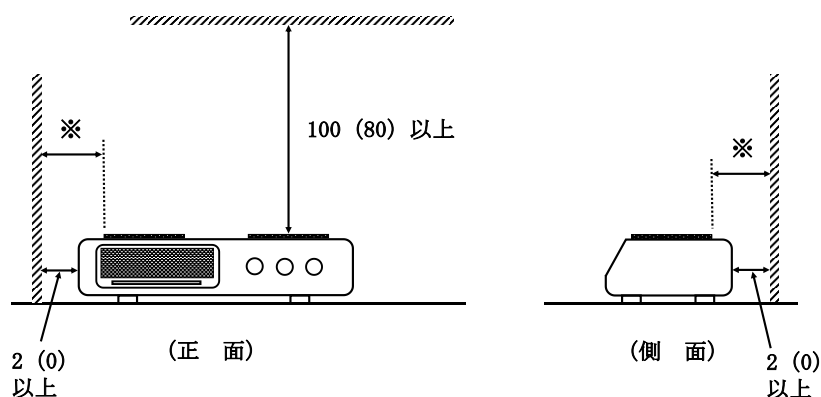
2 設置例

（1）電気温風機（2 キロワット以下）と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）



（注） （ ） 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

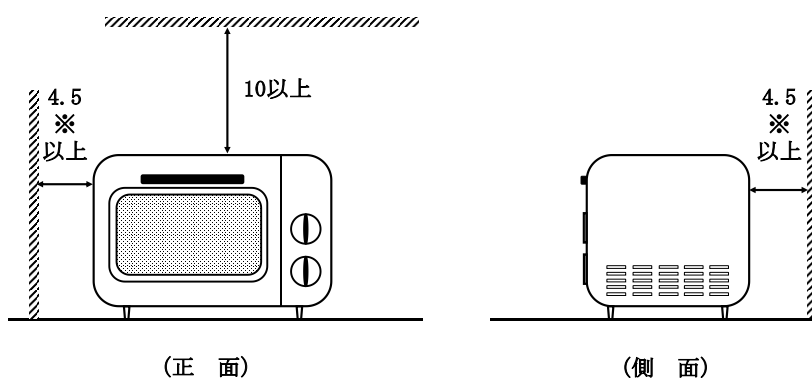
- (2) 電気調理用機器（電気こんろ、電気レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。））と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）



※ 条例別表第3に定める距離（各器具の入力等に応じた距離とする。）

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

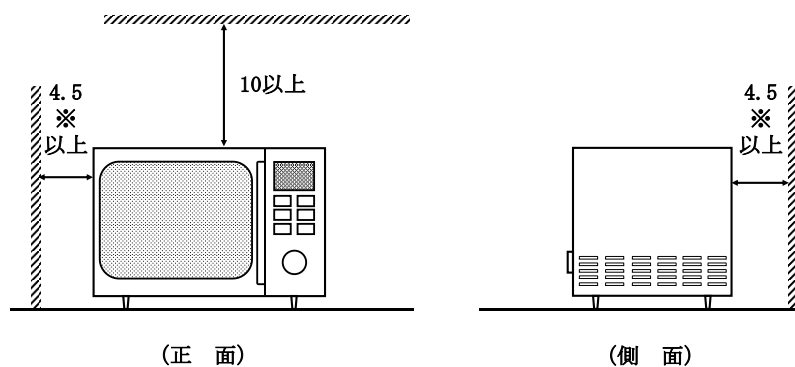
- (3) 電気天火（電気オーブン、電気オーブントースター）（2キロワット以下）と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）



※ 排気口面にあつては、10cmとする。

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。（単位：cm）

- (4) 電子レンジ（2キロワット以下）と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）

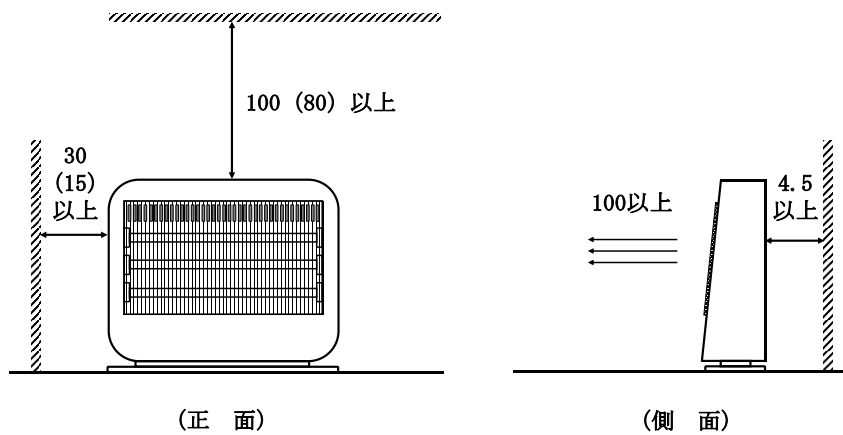


※ 排気口面にあつては、10cmとする。

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

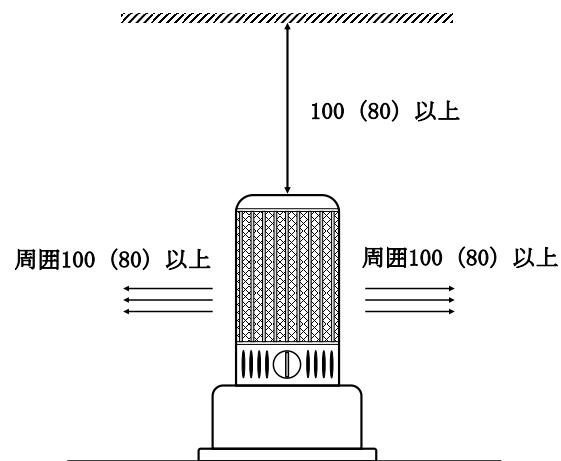
(5) 電気ストーブと建築物等との離隔距離の例（単位：cm）

ア 前方放射型（2キロワット以下）



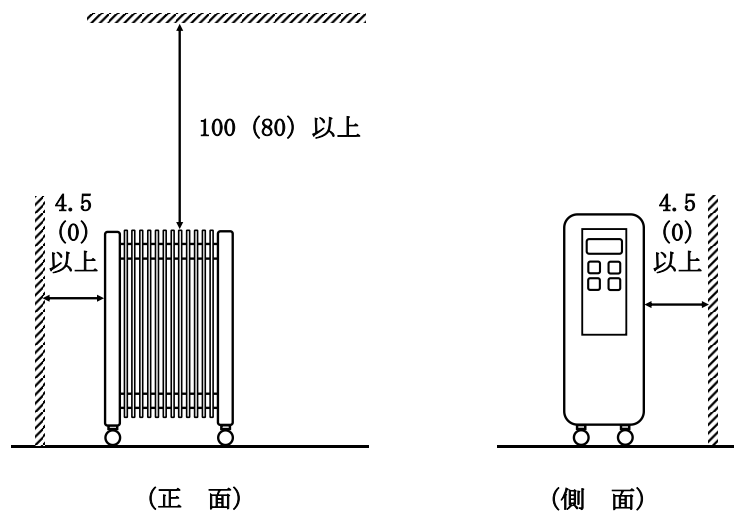
（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

イ 全周放射型（2キロワット以下）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

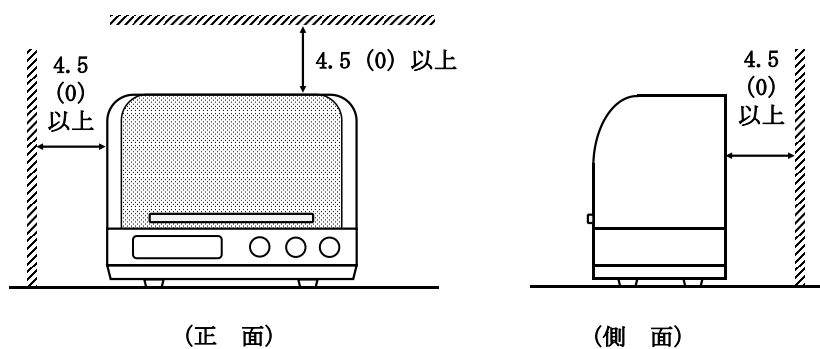
ウ 自然対流型（2キロワット以下）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

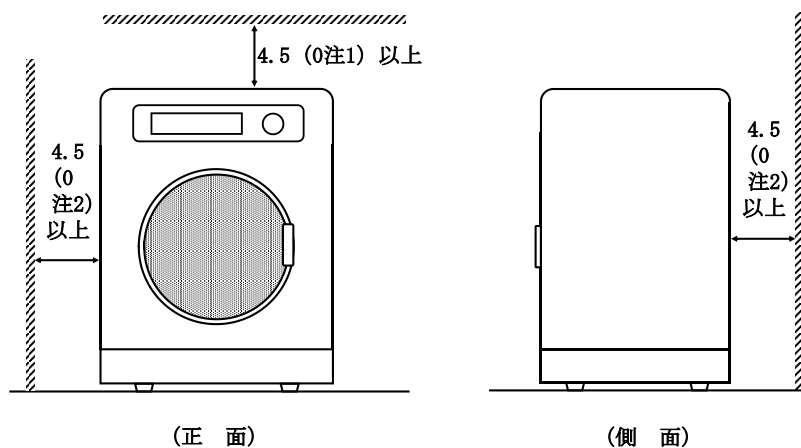
(6) 電気乾燥機と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）

ア 食器乾燥機（1 キロワット以下）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

イ 衣類乾燥機、食器乾燥機及び食器洗い乾燥機（3 キロワット以下）

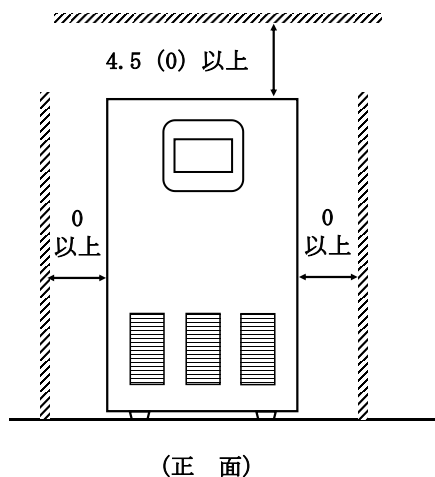


注 1 前面に排気口を有する機器にあつては 0cm とする。

2 排気口面にあつては、4.5cm とする。

3（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

(7) 電気温水器（10 キロワット以下）と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

3 第1項

(1) 第1号

電気の切り忘れ等による出火例が多いことから、通電した状態でみだりに放置してはならないことについて規定したものである。

また、コンセントあるいは開閉器の位置等が不適切、タコ足配線等により出火に至る事例も多いため、注意する必要がある。

(2) 第2号

温度制御装置、過熱防止装置等の安全装置の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品、いわゆる特性の異なる部品等と取り換えてはならないことを規定したものである。

4 第2項

条例第19条（液体燃料を使用する器具）の取扱いについての規定が、電気を熱源とする火気器具に準用されることを規定している。（表22-2参照）

なお、「**器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具**」とは、電気あんか、電気毛布、電気足温器等をいい、これらは、ふとん、毛布などの可燃物が直接触れて使用するものであることから、他の電気を熱源とする火気器具とは異なり、条例第19条第1項第2号及び第5号から第7号までの規定のみを準用することとなる。

表22-2 「電気を熱源する器具」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
19	1	1	可燃物品等からの条例別表第3又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃性ガス等が発生又は滞留しない位置への設置
		3	地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所での使用
		4	地震等により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用
		5	不燃性の床等での使用
		6	故障し、又は破損していないものを使用
		7	不適切な使用の禁止
		9	器具周囲の整理、清掃及び可燃物の存置の禁止
		9の2	多数の者の集合する催しに際して使用する場合は消火器準備

* 器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、第1項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。